

事業の概要

第3節 本会の災害共済金の支払責任（規程第5条）

委託物件に、次のいずれかに掲げる偶然の事故による損害が生じたときは、委託団体に災害共済金をお支払いします。ただし、後述の第10章「免責条項」（p 概要10－1）に該当する場合は、お支払いできません。

また、損害発生の原因が、直接には次のいずれかに該当しない場合でも、火災の場合の注水による損害はもちろん、消防機関の消防法第29条による消火、延焼防止、人命救助のための建物等破壊処分、その他消火又は避難に必要な処置によって生じた損害（規程第5条第1項かっこ書き）については、災害共済金をお支払いします。

（1）火災による損害

火災による損害は、通常の用法の範囲外の火力による燃焼作用で、火が自力で延焼しうる状態により生じた損害をいいます。例えば、炊事場で調理に使う火は通常の用法の範囲内ですが、この火がカーテンなどに燃え移れば通常の用法の範囲外の火となり火災となります。

また、アイロンによる畳の焦げ損などは、火が自力で延焼しうる状態ではありませんので火災による損害とはなりません。

なお、火災による損害には、火災に伴って生じた高熱、煙、ガス、蒸気などによるものも含まれます。

（2）落雷による損害

落雷による損害は、落雷によって委託物件に直接生じた破損、炭化、溶融等の損害（直接雷による損害）及び委託物件の近くの落雷によって生じる誘導雷により委託物件が被る損害をいいます。

ただし、受変電設備に落雷があり、そのために電気の供給が停止し、さらにそれにより機械計器類が停止したことによって委託物件に損害が生じた場合などは、災害共済金をお支払いしません。

また、落雷による停電（「瞬時電圧低下」、「瞬時停電」を含みます。）によって委託物件に生じた損害については、落雷による損害には該当せず、災害共済金をお支払いしません。

（3）破裂又は爆発による損害

破裂又は爆発による損害は、気体若しくは蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象により生じた損害をいい、次に掲げる場合に、自爆、被爆を問わず、これによって委託物件に生じた損害に対して、災害共済金をお支払いします。

- ① 化学爆発によるもの（装置の内部でガス爆発を生じ、当該装置を破損した場合など、火薬やガスなどが熱や衝撃によって化学変化を生じ、気体の急激な膨張を伴うもの）

- ② 水蒸気の爆発によるもの（電気炉内に流入した水が高熱により急激に気化し、炉壁が破壊された場合など、水蒸気の急激な膨張を伴うもの）
- ③ 物理的破裂（爆発）によるもの（高圧容器や配管などが内包物の圧力に耐えられず、気体又は蒸気の急激な膨張によって破裂した場合）

また、破裂又は爆発により火災が生じた場合は、火災による損害ではなく、破裂又は爆発による損害として災害共済金をお支払いします。ただし、水の凍結による水道管の破裂などは、気体又は蒸気の急激な膨張を伴わないため、この場合は、破裂による損害とは認められず、災害共済金をお支払いしません。

なお、一構内における1回の事故についてお支払いする災害共済金は、住宅物件基準適用の物件を除き、2億円が限度となります。

（４）建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害

建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害は、建物、工作物又は屋外動産について生じた損害で、1回の事故により一つの施設単位すなわち契約方法の如何にかかわらず一つの施設名称で総括され、一構内に存在する物件（以下「**一施設単位**」といいます。）に生じた損害額が5万円以上の場合に、災害共済金をお支払いします。

例えば、航空機の墜落、航空機の付属品や積載物の落下、投下物、車両運行時の小石のはね飛ばし、立木の倒壊によって建物、工作物及び屋外動産に生じた損害や、建物、工作物又は屋外動産の外部から物体が飛び込み、建物又は工作物の内部や収容動産に生じた損害などがこれに該当します。ただし、室内の照明器具が落下し事務機器が破損した場合など建物の内部のみで生じた損害、建物の一部が落下し同一建物に生じた損害、及び、粉じん、煤煙その他これらに類するものによる損害などについては、災害共済金をお支払いしません。

なお、車両の衝突、騒じょうや破壊行為などによる投石、風による飛来物・倒木、ひょう・あられ等の落下、地すべり、崖崩れ、巨岩の落下などによる損害については、後述の（５）から（９）までに掲げる損害として、災害共済金をお支払いします。

（５）車両の衝突又は接触による損害

車両の衝突又は接触による損害は、建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、1回の事故により一施設単位に生じた損害額が5万円以上の場合に、災害共済金をお支払いします。

ここでいう車両とは、委託物件以外のほかの自動車、原動機付自転車、人力車、自転車、リヤカー、鉄道車両及びこれらの積載物のことを指し、これらの衝突又は接触によって、委託物件が被る損害をいいます。

したがって、委託物件が自動車である場合で、建物に衝突した場合の自動車の損害をお支払いする趣旨ではありません。また、書類運搬用の台車、患者を運ぶ移動ベッドなどは車両ではなく、前述（４）にいう物体の中に含まれます。

なお、車両の衝突又は接触により委託物件に生じた損害については、建物又は工作物の外部、内部を問わず災害共済金をお支払いします。

（６）騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害

騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害は、１回の事故により一施設単位に生じた損害額が５万円以上の場合に、災害共済金をお支払いします。

騒じょうとは、群集又は多人数の集団の行動によって、数世帯以上又はこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態（規程第１３条第２項第１号により免責としている「暴動」の程度に至らないもの）によって生じた損害をいいます。デモ隊と機動隊の衝突や暴力団同士の武力抗争などが該当しますが、数人のけんかなどは該当しません。

（７）破壊行為による損害

破壊行為による損害は、建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、１回の事故により一施設単位に生じた損害額が５万円以上の場合に、災害共済金をお支払いします。

ここでいう「破壊」とは、第三者の意思に基づく行為により委託物件を害して、その本来の機能、効用の全部又は一部を失わせることをいいますが、前述の（６）「騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行」に至らないものをいいます。

例えば、いたずらによる投石、棒による殴打、体当たりによる損害などによって建物、工作物あるいは動産について生じた機能的損害や、建物の内外壁等のスプレー、ペンキによる落書きなどによる汚損損害を受けた場合などがこれに該当します。また、委託物件の一部の盗難（明らかに盗難の事実がわかる場合に限りです。）が、その機能を破壊した場合を含みます。

ただし、委託物件の機能を失わない擦傷、搔き傷、塗料のはがれ等の損害、例えばボールペン、ピン等の先端が尖ったものなどによる落書き及びこれらに類する損害は、委託物件の本来の機能、効用の全部又は一部を失わせることにはならないため、災害共済金をお支払いしません。

（８）風災、水災又は雪災による損害

風災、水災又は雪災による損害は、建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、１回の事故により一施設単位に生じた損害額が５万円以上の場合に、通常の方法で計算された額の１００分の５０に相当する額を災害共済金としてお支払いします。

風災は、台風・旋風・暴風等の強風によって生じた災害、水災は、台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた災害、雪災は、積雪・なだれ・あられ・ひょう等により生じた災害をいいます。

風災の例としては、突風や竜巻による飛来物で生じた損害や、台風により屋根の一部が破損したため雨水が侵入し、建物の内部が水損の被害を受けた場合などがこれに該当しますが、風災による建物の破損を伴わない単なる雨漏りによる損害や塩害については、災害共済金をお支払いしません（規程第13条第1項第7号）。

水災は、洪水、高潮のほか、台風や集中豪雨等に伴い排水溝がオーバーフローしてしまうといった溢水による損害を含みます。

融雪水の屋根からの浸水（すがもれ）は、水災、雪災のいずれにも該当せず、対象外となります。また、水分の凍結により生じる凍て割れ（いてわれ）等の凍害は、老朽化が原因と考えられますので、災害共済金をお支払いすることはできません。

なお、一構内における1回の事故についてお支払いする災害共済金は、2億円が限度となります。

ただし、同一年度内に発生した風災、水災、雪災及び後述（9）の土砂崩れによる損害に対して支払われる災害共済金の総額が、その年度の支払限度額を超えることとなる場合を除きます（第9章第6節（3）「大規模災害時における支払限度額」p 概要9－9参照）。

（9）風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れによる損害

風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れによる損害は、建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、1回の事故により一施設単位に生じた損害額が5万円以上の場合に、通常の方法で計算された額の100分の50に相当する額を災害共済金としてお支払いします。

風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れによる損害は、道路及びダムの建設、宅地及び森林の開発等人工的な土地の改変により、地すべり、崖崩れ、土石流、山崩れ又は巨岩の落下により生じた損害をいいます。降雨、融雪などの自然現象により発生した土砂崩れによる損害は、前述（8）の風災、水災又は雪災による損害に含みます。

また、地震、噴火又はこれらによる津波に起因して発生した土砂崩れによる損害は、免責（規程第13条第2項第2号）に該当しますので、災害共済金をお支払いしません。

なお、一構内における1回の事故についてお支払いする災害共済金は、2億円が限度となります。

ただし、同一年度内に発生した風災、水災、雪災及び土砂崩れによる損害に対して支払われる災害共済金の総額が、その年度の支払限度額を超えることとなる場合を除きます（第9章第6節（3）「大規模災害時における支払限度額」p 概要9－9参照）。

災害の種類	支払割合	免責金額	大規模災害の支払限度額		
			1回の事故の 支払限度額	同一年度内の 限度額の有無	
火災	100分の100	無し	無し	無し	
落雷					
破裂・爆発			*2億円		
物体の落下		損 害 額 5万円未満	無し		
車両の衝突					
騒じょう					
破壊行為					
風災・水災・雪災	100分の50		2億円	有り	
土砂崩れ					

*住宅物件基準適用のものを除きます。